

明智小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

はじめに

ここに定める「明智小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条及び、平成29年3月の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂をふまえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法:第2条)

(2) いじめ基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る。」
- ・「子どもの人権を大切にするとともに、迅速かつ丁寧な対応をする。」
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめを許さない学校づくり

- ・「いじめは人間として許されない」との認識を、学校教育活動を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上で、児童一人ひとりを大切にする。
- ・その時々の指導により、問題が解決したと即断することなく、継続して十分な配慮を払い、折りに触れて適切な指導を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 「自己有用感」「自己肯定感」をはぐくむ学校・学級づくり、授業づくり

- ・共感的な人間関係づくりを行い、自治の力を養う。
- ・「分かった、できた」と実感できる授業づくりを行う。
- ・日頃から一人ひとりの児童との触れ合いを大切にする。
- ・児童の人間関係づくりに注視し、仲間の良さを伝え合い、互いの良さを認め合う指導を行う。

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ・道徳、学級活動で具体的な実践を行う。
- ・発達段階に応じた様々な体験活動を行う。
- ・障がい者への理解を深める指導を行う。
- ・ネット等の利用実態を把握した情報モラル教育を行う。

(3) 教職員の人権感覚を高める取組

- ・「ほほえみと感動のある学校を目指して」等を活用した職員研修
- ・「自己指導能力」を高める職員研修
- ・ネットトラブルに関する職員研修

3 いじめの早期発見・早期対応の取り組み

(1) 校内連携体制の充実

- ・児童の小さなサインを見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
- ・教育相談の充実と生徒指導主事や教育相談主任を中心に、すべての教職員がそれぞれの役割を理解した上で協力し、保護者や関係諸機関との連携を図る。
- ・「いじめ未然防止委員会」の設置

(構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC)

(2) アンケート調査の実施

- ・年4回の「いじめに関するアンケート」「生活アンケート」、1学期、2学期、3学期に「学期はじめのスタートアンケート」を行い、心の変化の把握に努め、アンケート結果の対応を迅速に行う。
- ・教職員の危機管理意識を高めるチェックシートを活用し、いじめを見抜き、いじめを発見・察知できる意資質・能力を高める。

(3) 保護者との連携

- ・保護者からの訴えは、解決に向けて、調査・事実確認を迅速かつ的確にした上で、支援体制をつくり、対応する。
- ・いじめについて保護者と共に、その行為を考え、いじめは許されないことを認識し、いじめの対応について考える。

(4) 関係諸機関との連携

- ・解決に向けて、諸機関（教育委員会、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員、専門医など）と連携を図り、迅速に対応する。
- ・犯罪、非行、養護、障がいなど、各機関と連携を行い、専門的な角度から総合的に判断し対応する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法:第 22 条)

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、該当担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、SC 等
学校職員以外	保護者代表、学校運営協議会委員、医師、民生児童委員、(スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員) 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応 に向けての年間計画

月	指導・研修内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会「学校いじめ防止基本方針」について説明 ・学校、学級便りによる啓発 ・特別支援教育研修「要支援児童の理解」 ・新学期「スタートアンケート(生活アンケート)」の実施と集計 ・児童会「あいさつCP」→挨拶運動を通年で行う ・全校縦割り集団による「とものわ遊び」*通年 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修「いじめの未然防止、早期発見・早期対応」 ・教育相談 ・リーダー会(高学年集会)で目標を共有する。※毎月行う 	連休指導
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめアンケート」の実施と集計 ・現職研修「携帯電話、ネットいじめについて」 ・いじめ防止チェックシート(職員用)を活用した点検 1回目 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルワークショップ(5, 6年) ・現職研修「不登校問題の現状と解決策～子どもの理解と指導～」 ・現職研修「第1回ハイパーQU研修」 	夏季休業の指導
8・9	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修「豊かな人間関係を育成する学級経営のあり方」 ・現職研修「人権教育研修伝達講習」 ・夏休み明け「スタートアンケート(生活アンケート)」の実施と集計 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめアンケート」の実施と集計 ・教育相談 ・いじめ防止チェックシート(職員用)を活用した点検 2回目 ・児童会「よいこと見つけ・ひびきあい活動」※12月まで継続して行う。 	
11	・情報モラル講話(全校)	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修「人権教育研修伝達講習」 ・現職研修「第2回ハイパーQU研修」 	冬季休業の指導
1	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期「スタートアンケート(生活アンケート)」の実施と集計 ・児童会「縦割り8の字とび練習」 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明け「いじめアンケート」の実施と集計 ・教育相談 ・児童会「ありがとうの会」 ・いじめ防止チェックシート(職員用)を活用した点検 3回目 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会「あいさつCP」 ・取り組みの評価 	学年末休業の指導

6 いじめ問題発生時の対応

(1) 即対応の報連相

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる児童に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事(いじめ未然防止委員会の設置)に連絡し、管理職に報告する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。
- ・保護者に対しては、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

(3) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整える。
- ・把握すべき情報例
 - ◆誰が誰をいじめているのか?【加害者と被害者の確認】
 - ◆いつ、どこで起きたのか? いつごろからか?【時間と場所の確認】
 - ◆どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか?【内容】
 - ◆いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
 - ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか?【期間】【頻度】

(4) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ◎「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できたら、あるいはその疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会へ報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- 保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省することができるような指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しながら児童を守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発の防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- 1 いじめの訴え、情報、兆候の察知
- 2 管理職等への報告と対応方針の決定
- 3 事実確認の丁寧で確実な把握
(保護者の協力を得ながら、複数の教員で組織的に、背景も十分に聞き取る)
- 4 いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- 5 いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- 6 保護者への報告、指導についての協力依頼
(いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む)
- 7 関係機関との連携(教育委員会、警察や子ども相談センター等)
- 8 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

【対応の役割】

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「学校いじめ防止等対策推進会議」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(報告を行わない場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反)

校長	情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、「学校いじめ防止等対策推進会議」を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
教頭	校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
教務主任	校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
担任	事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
生徒指導主事	児童の情報を把握できる態勢を整え、校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また「いじめ対応報告書」等の周知・集約・情報の共有を行う。
教育相談主任	アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
特別支援教育コーディネーター	問題の背景に障がいが要因として考えられないか情報収集を行う。
養護教諭	いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
スクールカウンセラー	専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
保護者	家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
地域住民等	いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

【「重大事態」と判断された時の対応】

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 いじめ解消の定義

- ・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる場合を含む）が止んでいる状態が、3か月を目安として期間継続していることをいう。ただし、いじめの被害の重要性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・いじめが解消されているかどうかを判断する時点において、いじめを受けていた児童が、その行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談により確認する。

8 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するために取組に関すること

9 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の組織調査においても、アンケート調査等が資料として重要なことから、児童が（卒業するまで）6年間保存する。